

## 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領の改定について

### 1. 背景

- 地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、国・地方公共団体のみならず、独立行政法人等の公的機関も率先した取組が重要であるとされ、国は独立行政法人等に対し、政府実行計画等に準じた計画の策定や取組の実施を促すとともに、その取組状況について把握することとされている。
- この点に関し、令和 4 年 3 月 31 日の第 20 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（以下「再エネ T F」という。）において、こうした点を「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載しつつ、独立行政法人等の計画策定を強く促し、取組状況を把握・公表すべきこと等が提言された。
- 再エネ T F の提言も踏まえ、上記の取組を効果的に進めるため、実施要領を改定するもの。

### 2. 実施要領の改定案

- 独立行政法人等における計画策定等に関する取組  
各府省庁は、所管する独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。  
なお、本取組については、各府省庁における実施計画の実施状況の点検を通じて点検を行い、点検結果をとりまとめるものとする（資料 4 — 2 参照）。

(参考) 地球温暖化対策計画 (令和3年10月22日閣議決定) (抄)

### 第3章 目標達成のための対策・施策

#### 第3節 公的機関における取組

(国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進)

国、地方公共団体のみならず、独立行政法人などの公的機関も率先した取組が重要であることを踏まえ、国、地方公共団体は、独立行政法人などの公的機関に対し、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、独立行政法人などの公的機関が政府実行計画や地方公共団体実行計画に準じて、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行すべき計画を策定すること及びそれに基づく率先した取組を実施することを促すとともに、国は、可能な限りその取組状況について定期的に把握することとする。

なお、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人等については、環境配慮契約を実施し、温室効果ガス等の排出の削減に努めるものとする。